

認 定 講 習 事前学習資料

令和 7 年度



八王子福祉交通運転者技術講習セミナー
<http://www.taiyokun.sakura.ne.jp/>

はじめに

当認定講習セミナーでは、平成19年4月から、利用者の安全・安心・利便性を確保するために、関係法令・安全安心の運転方法・日常点検整備・緊急対応・医療・介護・福祉等の学習・利用者の接遇等自家用旅客運送運転者の技術と質の向上を目的とした認定講習（400分受講）を実施しています。超高齢社会の到来により福祉交通事業に対する社会的ニーズは顕著です。今後はますます需要が高まることが予想されます。しかし、利用者のニーズに十分応えられるだけの福祉輸送体制はまだ満足いく情勢では有りません。当日、**道路運送法及び道路運送施行規則改正等の講義をおこないます**。当法人（国土交通大臣認定講習団体）では、道路運送法施行規則に規定する福祉有償運送者を対象とし、その業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行う講習を実施しております。**現在（令和7年3月）268団体1358名の方々が受講されています。**

最新情報：

※ 許可又は登録を要しない運送の態様に関するガイドライン（一部改正令和6年3月1日）

※ 2025.4.1.<道路交通法の一部改正する法律掲載箇所（警察庁ホームページ）>

※ 2025.4.1.道路交通法施行規則等改正

※ 2025.4.1.普通運転免許マニュアル改正

※ 2022.5月・道路運送法改正「持続可能な運送サービスの提供の確保・地域公共交通の活性化」

※ 2022.3月・国土交通省・厚生労働省発出「高齢者の移動手段の確保に関する内容」について

※ 令和2年6月30日施行道路交通法改正（あおり厳罰化・全国開始）・内容等を元警視庁交通関係OBの講師が講義をおこないます。

参考文献

移送・移動サービスに役立つ最新情報

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyo/jikayouyushoryokaku/daitaisankou.pdf>

国土交通省HP（自家用有償旅客運送関係通達等）

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

自家用有償運送法関係法令一覧集

自家用有償旅客運送実務実施マニュアル

国土交通省:事故・ヒヤリハット情報の収集・活用の進め方

参考資料

※ 「高齢者の移動手段の確保に関する検討会 中間とりまとめ」参照（国土交通省HP）

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_fr_000084.html

※ 「未来投資会議」参照（官邸HP、第24回及び第28回）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/>

参考冊子

※ 令和6年度版厚生労働省白書

※ 令和6年度版交通政策白書・交通安全白書

※ 交通の教則 財団法人 全日本交通安全協会（令和7年4月改正版）

※ 国土交通省HP（自家用有償旅客運送関係通達等）

※ 独立行政法人 自動車事故対策機構

https://www.nasva.go.jp/information/pdf/2016un_handbook.pdf#view=FitH

※ 一般社団法人 日本自動車工業会

Japan Automobile Manufacturers Association, Inc

学習資料の要項は、（国自旅第186号）通達に適合した基準に則した内容になっております

学習資料とは、職場・自宅等において、「認定基準（カリキュラム）で決められた科目」について各自で学習していただくものです。

学習科目の内容については、講習受講日（座学・演習）等で講義を致しますので、受講当日まで事前学習に努めて下さい。

事前学習科目

1.	移動サービスに役立つ最新情報	P.1~2
2.	道路運送法(昭和 26 年法律 183 号	P.1~2
3.	介護輸送に係る法的取り扱いについて	P.3~4
4.	安全・安心・快適・確実の移動・送迎支援	P.5
5.	道路運送法	P.6~7
6.	道路交通法	P.8
7.	道路車両法	P.9
8.	運行管理関係等	P.10
9.	参考文献・ダイジェクト版	P.11

移動・送迎サービスも法令遵守 Q&A

八王子福祉交通運転者技術講習セミナー

（１） 関係法令

事前学習科目

道路運送法

（道路運送法施行規則）
令和5年10月1日施行日

学習ポイント

- ① 道路運送法の目的について理解してください
- ② 自家用有償旅客運送について理解してください
- ③ 国土交通大臣（告示）について理解してください

道路運送法 （目的）

第1条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）と相まって、道路運送の運営を適正かつ合理的なものとして、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利便の保護及び利便の増進を図るとともに道路運送の総合的な発展を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

道路運送法 （法第78条） （法第79条）附則(令和二年六月三日法律第三六号)抄

■自家用有償旅客運送（**法第78条2号**）NPO等（社会福祉法人・公益法人・生協等）が、市町村等の地域住民又は観光旅客・当該地域を来訪する移動制約者等を 自家用自動車 を使用して福祉有償運送を行うには■登録（法第79条）が必要です。■ 訪問介護員等による地域又は期間限定で有償運送の許可で行う（**法第78条3号**）輸送。

告示 （国土交通省告示1170号）

■道路運送施行規則第51条の16第5項の規定に基づき国土交通大臣に提出する申請書に送付する書類（認定講習団体）に記載する事項を定める告示

告示 （国土交通省告示1171号）

■自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害するために講じておくべき措置の基準を定める告示

道路運送法施行規則 **改正令和5年8月1日** （抜粋）

（自家用有償旅客運送）

第49条 法**第78条第2号**の国土交通省で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする

種別 1 （市町村運営有償運送） 2 （福祉有償運送）

特定非営利活動法人等が、乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらず困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって第51条の25の名簿に記載されている者及びその**付添人の運送**（福祉有償運送）という。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する**身体障害者**

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する**精神障害者**

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第4号に規定する**知的障害者**

ニ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する**要介護認定**を受けている者

ホ 介護保険法第19条第2項規定する**要支援認定**を受けている者

ヘ 介護保険法施行規則(平11年厚生省令第36号)第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(**基本チェックリスト該当者**)

ト その他:肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

道路運送法施行規則 （抜粋）

（申請書に添付する書類）

第51条の3 法第79条の2第1項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

7 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第51条の16第3項に規定する要件をそなえていることを証明する書類 **※ 福祉有償運転者講習**

8 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとするものにあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第51条の16第3項に規定する要件をそなえていることを証明する書類 **※セダン等運転者講習**

道路運送法施行規則 （抜粋）

（自家用有償旅客運送自動車の運転者）

第51条の16 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第2種運転免許を受けており、且つ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第1種運転免許を受けており、且つ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であつて、次の掲げる要件のいずれかを備えなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一 **国土交通大臣が認定する講習を修了していること。**

3 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、次の

二 **国土交通大臣が認定する講習を修了していること。**

（２） 関係法令

事前学習科目

道路交通法（抜粋）

（道路交通法施行規則）
令和7年3月24日施行日

学習ポイント

- ① 道路交通法の目的について理解してください
- ② 安全運転管理・業務について理解してください
- ③ 訪問介護事業所等の管理・業務等を理解してください

道路交通法（目的）

第1条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

- 道路交通法を学ぶにあたって
道路交通法は「道路交通」があって初めて意味をもつ法律です。違反者には刑罰、罪と罰を規定した法律ですから広い意味での「刑法」に属します。
したがって、刑法の原則が適用され、罰則規定の解釈は厳格になります。
道路交通法の適用範囲は以外と広いものです。しっかり学んで下さい。

道路交通法（抜粋）

（整備不良車両の運転の禁止）

第62条 自動車の使用者は交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等を運転させ、又は運転してはならない。

（安全運転管理者等）

第74条の3 自動車の使用者し業務を行うものとして、安全運転管理者の選任義務

（自動車の使用者の義務等）

第75条 自動車の使用者は公安委員会の運転免許を受けている者でなければ運転をさせはならない。

国土交通省（国自旅第171号）

「訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（4条許可）が行うべき運行管理業務について」

- ① 道路運送法施行規則第51条16第1項第1号に規定する講習の受講
- ② 道路運送法施行規則第51条16第1項第2号に規定する講習の受講

- 8 許可自動車の運転者に対して、事業用自動車の運転者にたいして行う指導及び監の指針を踏まえた（運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項に）について適切な指導、監督を行ってください。

(3) 関係法令

事前学習科目

運送車両法（抜粋）

令和6年4月 1日施行日

学習ポイント

- ① 運送車両法の目的について理解してください
- ② 点検及び整備・業務について理解してください
- ③ 日常・定期点検整備及び記録等を理解してください

道路運送車両法 （目的）

第1条 この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

道路運送車両法 （抜粋）

（使用者の点検及び整備の義務）

第47条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

（日常点検整備）

第47条の2 1日1回、運行開始前に点検をしなければならない。

（定期点検整備）

第48条 自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車は国土交通省令に定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

道路運送車両法 （抜粋）

（点検整備記録簿）

第49条 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検・整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 点検の年月日
- 2 点検の結果
- 3 整備の概要
- 4 整備が完了した年月日
- 5 その他国土交通省令で事項

■ 国自旅第328号「旅客運送自動車事業運輸規則の解釈及び運用について」

(4) 関係法令

事前学習科目

運行管理等

学習ポイント

- ① 運行管理者について理解してください
- ② 運行管理の責任者について理解してください
- ③ 安全運転管理者等及び事故報告規則を理解してください

道路運送法 (抜粋)

(運行管理者)

第23条 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

- 2 運行管理者の業務の範囲及び運行管理者の選任に関し必要な事項は、省令で定める
- 3 運行管理者の選任及び解任したときは遅滞なく届け出なければならない。

道路運送法施行規則 (抜粋)

(運行管理)

第51条の17 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理体制の整備をおこなわなければならない。

(安全運転のための確認等及び業務記録)

第51条の22 自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者にたいして、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転等の確認・記録の保存の義務 1年間保存 (運転者台帳及び運転者証)

第51条の23 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとに運転者台帳を作成し事務所に備えて置かななければならない。

道路交通法 (抜粋)

(安全運転管理者等)

第74条の3 自動車の使用者は、内閣府令で定める台数・使用の本拠、年齢、自動車の運転の管理の経験その他内閣府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならない。

道路運送法 (抜粋)

(運行管理者等の義務)

第23条の5 運行管理者は、誠実にその業務を行わなければならない

- 2項 国土交通省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない
- 3項 運転車その他従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない

※ ダイジェスト版(HP で検索してください)

福祉

厚生省:地域共生社会新指針

介護保険法: 介護予防・日常生活総合支援事業

福祉車両へ利用者の乗降手続き 車椅子車両へ利用者の乗降手続き

安全・安心・信頼の移動送迎の構築

ヒアリハット調査の方法と活用マニュアル

利用者の体調不良の対応

※ 道路運送法:交通法

移動送迎サービス画像

公共交通支援センターHP

改正バリアフリー法

公共交通機関のバリアフリー化 みんなで考える交通バリアフリー

移動送迎支援のすべて

車事故リスクマネジメントについて

移動送迎保険について

独立行政法人自動車事故対策

運転安全管理者制度 NPO法人高齢者安全運転支援研究会

自動車事故報告書・様式 交通事故データベース 安心・安全運転画像

国土交通省運転支援の考え方

運転技能向上トレーニング・アプリ

ヒヤリハット調査の方法と活用マニュアル

令和4年度版高齢社会白書 令和4年度版障害者白書 介護保険最新情報

その他

- 令和6年度版消防白書 緊急搬送画像 AEDの使用方法画像
- 運転時における適正・動作・危険な場所などの運転方法
(危険予知・悪天候・事故要因の分析等)
- 交通安全・事故防止DVD